

広島県告示第八百十一号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急診療所として認定した。

平成二十年十月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 協力の申出が撤回された診療所

名	称	所	在	地
医療法人社団 リニック	吉久会松永脳外科整形外科ク	福山市宮前町二丁目六番一〇号		

二 救急診療所として認定された診療所

名	称	所	在	地	効力を有する期限	備考
医療法人社団 松永脳外科クリニック	吉久会	福山市宮前町二丁目六番二〇号			平成三十三年一月一日	新規